

令和6年度高崎市独自施策PR映像制作事業委託業務
仕様書

令和6年8月
高崎市

I 一般事項

1. 業務名

令和6年度高崎市独自施策PR映像制作事業委託業務

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 事業の背景

高崎市ではこれまで、子育て、高齢者福祉、観光、文化・スポーツなど様々な分野において市独自の施策を実行してきた。これらの施策の周知や行政サービスの利用促進のため、また市外、県外に本市の魅力を発信していくため、さらなる情報の発信が求められている。

4. 事業の目的

本事業は、他の自治体と区別される本市ならではの独自施策を、施策ごとにターゲット層を定め、主にSNS等インターネット媒体を用いて強く訴求するPR内容と方法を検討・実施することで、本市の認知度を高めることを目的とする。

II 事業内容及び企画提案に関する事項

1. 事業内容

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

(1) 方針策定

- ・高崎市の独自施策の特徴・魅力を分析し、効果的な発信を行うためのターゲットを絞り込む。
- ・分析に基づき、どのようなコンセプト・戦略で情報発信を行うべきなのか効果的と考えられる手法を整理し、方針を策定する。

(2) プランニング

- ・(1) で定めた方針に基づき、拡散力や訴求力の観点から最適なメディア・プランニングを行い、発信すること。
- ・プランニングには、次の「(3) 高崎市独自施策PRコンテンツ作成、(4) SNS等を通じた広告活動、(6) 成果物」を必ず含めること。
- ・本事業を滞りなく遂行するために、無理のない体制・スケジュールを定めた上で、運営・実施すること。なお、運営・実施にあたり必要となる外部との連絡・調整、問合せ等に対応することとし、問合せ先については、受託者とする。

(3) 高崎市独自施策PRコンテンツ作成

- ・別紙2「PR映像制作項目一覧」に基づき映像を制作し、納品すること。なお、映像は別紙2における3項目の項目ごとに制作することとし、令和7年1月31日までに順次納品すること。
- ・映像については、原則新たに撮影したものとするが、必要があれば受託者が保有している映像等を使用できるものとする。
- ・広告の実施における「バナーデザイン」「キャッチコピー」などを制作すること。

(4) SNS等を通じた広告活動

- ・本市の認知度を高めることを目的に、SNS上などにおける動画広告、リスティング広告、ディスプレイ広告などを掲出すること。なお、各広告のランディング先は高崎市公式HPやYouTube等を想定し、詳細については受託者と協議の上決定することとする。
- ・広告の掲出費用も本事業費に含め、年間2,000,000円以上とすること。(消費税及び地方消費税含む)
- ・広告は、映像1本につき少なくとも2ヶ月以上掲出することとし、常に話題が途切れないように継続的に展開すること。なお、制作した映像は項目ごとに順次広告に掲出すること。

	名称	想定される用途	時間	本数
1	ショート版	SNS広告等で活用する動画。	1分	10本
2	ロング版	市公式Youtube等で公開。	3分程度	3本
3	サイネージ版	サイネージで公開。 内容はショート版を要約したもので差し支えない。	30秒	3本

(5) 自由提案

事業実施に際し、高崎市の独自施策をより効果的に波及できる提案がある場合は、その内容を記載すること。

当自由提案については、媒体をインターネット上の広告に限らず、アナログ等の媒体の使用、イベントの実施、異なるターゲット層の設定、特定の地域へのプロモーション等、方法は問わない。

ただし、自由提案の実施に要する経費も、委託料の上限の範囲内とする。

(6) 成果物

- ・上述の納品物のほかに、以下の成果物を納めること。なお、成果物は、特段の指示がない限り全て電子媒体とし、DVD-R 等で提出すること。

	名称	内容	納品頻度
1	事業実施 報告書	① 事業の概要、経緯、実施方法 ② 実施内容 ③ 実施結果 ④ 今後の課題	事業年度末 1 回
2	データ	① 提案した広告等の実際の掲載が分かるキャプチャー画像 ② 広告掲載結果 (インプレッション数、クリック数、コンバージョン数など) ③ その他広告等の掲載効果を定量的に計測できるもの	月 1 回程度

2. 委託料の支払い

業務完了後一括払いとする。

Ⅲ その他

1. 留意事項

(1) 再委託等の制限

- ・受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先等、必要事項を本市に対して文書で報告しなければならない。

(2) 権利の帰属

本事業において、受託者が作製・納品した著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 第三者の有する著作権等

成果品は期間の定めなく動画共有サービス等で公開する。これにあたり受注者は取材対象者や出演者の肖像権や個人情報、取材対象物の撮影承諾、音楽や映像効果にかかる著作権等、全ての権利関係を、インターネット公開に支障がないよう適切に処理すること。なお、使用料等の負担及び責任は受託者が負うこととする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、高崎市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(6) 損害賠償

本業務の履行に際して、受託者の故意又は過失により、市又は第三者が被害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。

(7) その他

本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議すること。